

## 「防災備蓄品等の買入れ」仕様書

### 1：概要

本仕様書は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）の当社及び支社等において、東京都帰宅困難者対策条例に基づく大規模災害等発生時の職員及び来客者のための防災備蓄品等を調達するもので、その仕様について定める。

### 2：件名

防災備蓄品等の買入れ

### 3：納入場所

下記の各々の場所に指定数量（本仕様書5(2)で定める数量）を納入すること。  
なお、納入日時については、各場所と調整すること。

- A 総務課（東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎4階）  
TEL 03-3251-7899
- B 助成課（東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル4階）  
TEL 03-3251-7895
- C 浜松町館（東京都港区海岸1-7-1 東京都立産業貿易センター浜松町館）  
TEL 03-3844-6220
- D 台東館（東京都台東区花川戸2-6-5 東京都立産業貿易センター台東館）  
TEL 03-3844-6220
- E 京浜島勤労者厚生会館（東京都大田区京浜島2-9-1）  
TEL 03-3790-2491
- F 城東支社（東京都葛飾区青戸7-2-5 城東地域中小企業振興センター）  
TEL 03-5680-4631
- G 城南支社（東京都大田区南蒲田1-20-20 城南地域中小企業振興センター）  
TEL 03-3733-6284
- H 多摩支社（東京都昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA）  
TEL 042-500-3901
- I 経営戦略課・国際事業課・中小企業世界発信プロジェクト事務局  
（東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階）  
TEL 03-5822-7232
- J 創業支援課（東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟2階）  
TEL 03-5220-1141
- K 東京都知的財産総合センター（東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階）  
TEL 03-3832-3656

4：納入期限

令和2年12月28日まで

5：調達内容

(1) 調達品目及び仕様

①個別用セット

下記の内容を1セットとし、W37cm×D14cm×H22cm程度（ロッカーや机の下での保管が可能な大きさ）の箱に梱包し、箱表面に保存期限年月日、内容品目を表記すること。

・主食（7年保存）

レスキューライス・ドライカレー

レスキューライス・ピラフ

レスキューライス・わかめご飯 各3食分 計9食分

若しくは、同等品相当（加水調理不要で内容量230g以上の物含む）

・飲料水（7年保存）

容器：ペットボトル500ml 水質：天然軟水 計6本

・防寒簡易ベッド

エアーマット：サイズ W60cm×L200cm×H8cm

防寒カバー：サイズ W100cm×L200cm 1セット

②飲料水2ℓ（7年保存）

納入の際は6本／1箱で梱包し、梱包箱に保存期限年月日、内容品目を表記すること。

容器：ペットボトル2ℓ 水質：天然軟水

(2) 納入場所別調達数量

各納入先の調達数量は以下の表のとおりとする。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	計
①	162	42	13	14	8	19	30	34	36	19	25	402
②	103	11	7	7	4	5	16	15	4	0	11	183

6：納入条件

(1) 納入品目のカタログ、仕様の要求項目の根拠となるデータ等を事前に提出すること。

(2) 受注者は、製品搬入前に出荷前検査を十分行い、検収前に製品に問題が生じた場合は、受注者の責任において問題を解決すること。

(3) 受注者は、本仕様書に明示されていない事項で必要と認められる作業等は、公社担当者に報告し協議のうえ、受注者の責任において実施すること。

## 7：その他

### (1) 保証

本仕様書に基づく納入品の瑕疵及び正常な使用状態で発生した不具合については、検収後1年間は、無償で修理又は良品との交換をすること。その際は、可能な限り速やかに対応するものとする。

### (2) 守秘義務

受注者は、本製品の納入業務遂行によって知りえた秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

### (3) 納入及び検査

受注者は、納品時に会社による外観等の検査を受けなければならない。その結果、不適合と判定されたものについては、速やかに良品と交換すること。

### (4) 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

#### 【本件担当】

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部 総務課 施設係

TEL03-3251-7899 Fax03-3251-7796

## 契約情報の公表について

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

### ①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### ②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
総務課 経理係

TEL : 03-3251-7898 / FAX : 03-3251-7796

## 1 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <製造段階での環境配慮>

- ① 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ② 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ③ 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- ④ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑤ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑥ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑦ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑧ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑨ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <その他の環境配慮>

- ⑩ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有機物質を使用又は排出しないもの
- ⑪ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑫ その他

## 2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（乙が共同企業体又は事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じて、その責を負わないものとする。
  - 3 契約書第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
  - 4 契約書第19条第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が定めるものとする。
  - 5 契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(再委託（下請負）禁止等)

- 第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託（下請負人には）してはならない。
- 2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託（下請負人と）していた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
  - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
  - 4 甲は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲との契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
  - 3 乙は、再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者（下請負人）に指導しなければならない。
  - 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲との契約から排除する措置を講ずることができる。